

消火器の破裂事故に注意してください！

令和3年5月に、兵庫県姫路市内の事業所で火災が発生し、関係者が初期消火のため、消火器を使用したところ、消火器が破裂し顔面を負傷する事故が発生しました。また、令和2年3月に愛知県名古屋市内の飲食店で火災が発生し、従業員が消火器を使用したところ、消火器が破裂し胸部を負傷する事故が発生しました。いずれの事例でも破裂した消火器は底部が腐食していて、点検は実施されていませんでした。



消火器の破裂について

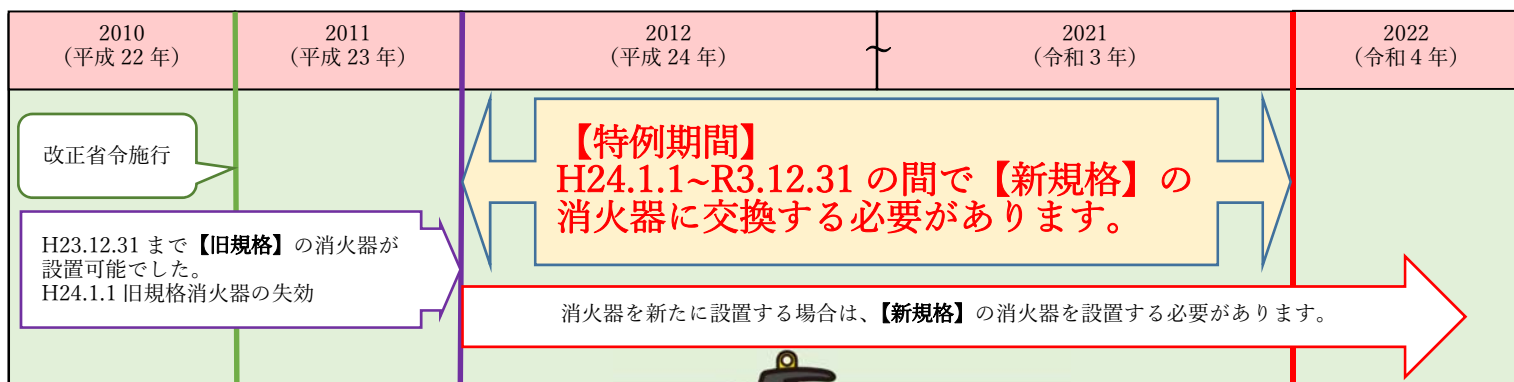
多く普及している消火器には、加圧式と蓄圧式とあり、加圧式は消火器内にガスボンベが入っています。使用する際にこのボンベからの圧力で消火薬剤が噴射されます。蓄圧式は最初から消火器に圧力がかかっている状態になっています。このような構造になっていることから、腐食が進んだ消火器を使用すると破裂する危険性があります。

旧規格の消火器は2021年12月31日までに交換してください。

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）が施行され、適応火災及び使用方法等に係る表示が変更となりました。そのため、現在使用されている消火器で、平成23年1月1日より前に製造されたものは旧規格の消火器となります。特例で令和3年12月31日まで設置が認められていますが、令和4年1月1日から設置することが認められませんが、旧規格のものは新規格のものに取り換えをお願いします。

【参考】（一社）日本消火器工業会

旧規格の消火器は2021年12月31日までに交換が必要です。



消火器の廃棄について

古くなった消火器を廃棄するときは、一般のごみとして出すことはできません。

廃棄しようとする消火器は絶対に分解したり、容器内の薬剤を放射したりしないでください。

詳しくは、下記のリーフレットを参考にしてください。

【参考】（一社）日本消火器工業会

はじまっています。消火器のリサイクル



消火器の本体に表示されているマークが文字の場合は【旧規格】です！

【お問い合わせ先】

筑紫野消防署警備第1係 ☎ 092-924-5035

太宰府消防署警備第1係 ☎ 092-924-4119